

準則別表第 1（業種区分別の敷地面積に対する生産施設面積割合）

業 種 の 区 分		敷地面積に対する生産施設の面積の割合 (γ)
第 1 種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	1 0 0 分の 3 0
第 2 種	伸鉄業	1 0 0 分の 4 0
第 3 種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	1 0 0 分の 4 5
第 4 種	鋼管製造業及び電気供給業	1 0 0 分の 5 0
第 5 種	でんぷん製造業及び冷間ロール成型形鋼製造業	1 0 0 分の 5 5
第 6 種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	1 0 0 分の 6 0
第 7 種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	1 0 0 分の 6 5